陳　情　文　書　表

受理番号	陳　情　第　３５　号
件　　名	情報公開制度の趣旨及び内容を踏まえた請求文書の特定を行うよう求めることについて
要　　旨	情報開示請求の際、再三にわたり、請求文書でない文書を開示してきたので、請求文書がないのであれば非公開とし、あるのであれば、その文書を開示し、公開できない部分は黒塗りにして開示すべきと申し入れた。しかし、請求に最も近い文書であると説明し、近い文書の開示を継続した。文書がないことが分かっていながら、市長への手紙との整合性を図るための対応であった。平成31年の審査請求に対する審査会の答申が８月と９月に出された。答申の付言によると、実施機関においては、情報公開制度の趣旨及び内容を踏まえて、請求文書の特定について請求人と確認を十分に行い、情報公開制度に対する理解と信頼を損なうことのないよう、より適切な対応に努められたい。実施機関は、請求に対し、請求書に記載されている内容の確認を行うこともなく漫然と文書の特定を行ったため、請求人の請求する文書と実施機関の特定した文書にそごが生じたものと思われる。請求文書の特定については、請求者と可能な限り意思疎通を図るなど、より一層の適正処理に努めるよう望むものであるとしています。 以上のことから、次のことを求め陳情いたします。 記 １　情報公開に関する各種規定を遵守すること。 ２　請求文書の特定に当たっては請求者と意思疎通を図ること。
付託年月日委員会	令和５年 12 月４日　第１項・第２項　総務常任委員会
受　　理	令和５年 10 月 31 日　第 482 号